

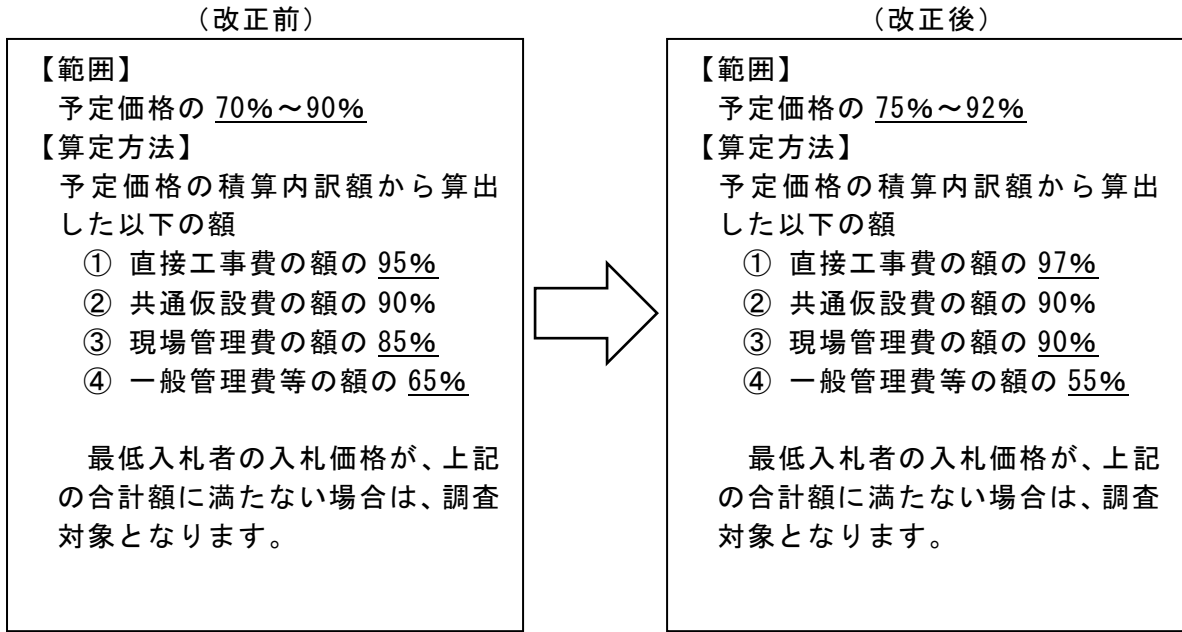
低入札価格調査制度の改正について

1 改正の概要

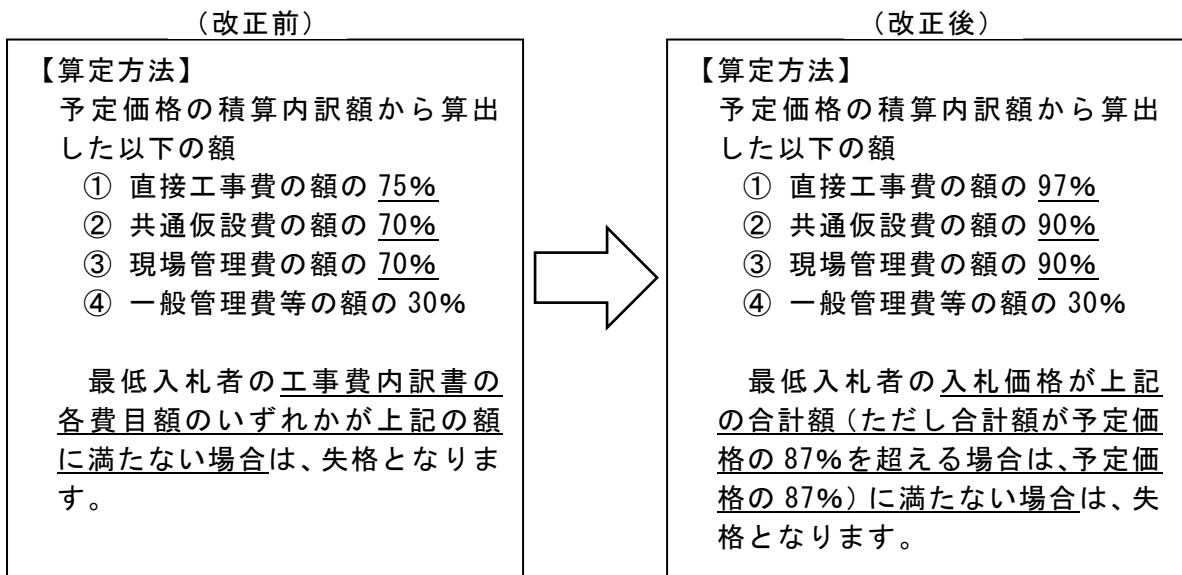
当企業団では、工事等の一般競争入札を行う場合には、原則として低入札価格調査制度を適用しております。今回、低入札価格調査価格等の基準を見直しました。

2 改正の内容

(1) 調査基準価格



(2) 失格判断基準価格



3 改正後の制度が対象となる入札

令和2年10月1日以降に告示を行う一般競争入札

(このほか、企業長が特に必要であると認めた工事も対象となります。)

※ 対象工事となった場合は、告示文等に対象である旨を記載します。